

法 令 等 名	探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第15条第1項
処 分 の 概 要	探偵業の停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	
処 分 基 準	別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課営業第一係 (電話06-6943-1234 内線31781)
備 考	